

大阪府認定こども園の認定、設置認可に関する審査基準及び設置届出における設備運営に関する基準(案)

この基準は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の認定、第16条第1項の設置届出並びに第17条第1項の設置認可についての基準を定めるものとする。

法第3条第1項及び第3項の認定並びに法第17条第1項の設置認可については、大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成18年大阪府条例第88号。以下「条例」という。）、法その他関係法令のほか、この基準により審査する。また、法第16条第1項の規定に基づき、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）を除く。）が設置する幼保連携型認定こども園の設備及び運営については、法、条例、その他関係法令のほか、この基準によるものとする。

## 第1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定

### 1 教育及び保育に従事する者の数

- (1) 条例第4条第1項に規定する「教育及び保育に直接従事する職員の数」は、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年1月28日府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「通知」という。）の2の(1)を準用し算定するものとする。ただし、条例第4条第1項に規定する方法により3歳以上の子どもの区分ごとに算定した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）が条例第5条第1項の規定により算定した必要な学級担任の数より少ないときは、条例第4条第1項に規定する方法により算定した3歳未満の子どもの区分ごとに算定した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）に、条例第5条第1項の規定により算定した必要な学級担任の数を加えた数とする。
- (2) 条例第4条第1項に規定する「教育及び保育に直接従事する者」の数に短時間勤務の者を充てる場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知）の要件を満たす者を充てるものとし、「教育及び保育に直接従事する者」の数の算定に当たっては、短時間勤務の者の1か月の勤務時間数の合計を常勤の者の1か月の勤務時間数で割った数（小数点以下を四捨五入）に換算して、「教育及び保育に直接従事する者」の数の対象となる常勤の者の数に加え、「教育及び保育に直接従事する者」の数とする。

### 2 学級の編制

- (1) 条例第5条第3項の規定により1学級の子どもの数を35人以下とすることを認める場合の事由は、次のいずれかに限るものとする。
  - ア 園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること。
  - イ 年度当初の学級編制時から子どもの数が増えたことにより、少人数の学級編制が困難となった場合であること。
  - ウ 待機児童の解消に資するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条）第61条第

1 項の規定により市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において、供給が需要を下回っている場合であること。

- (2) (1)のア、イ又はウの規定にかかわらず、市町村が設置する認定こども園にあっては、教育及び保育を適切に行うことができると当該市町村長が認める場合には、1学級の子どもの数を35人以下とすることができる。

### 3 職員の資格

- (1) 条例第6条第3項に規定する「併有に向けた努力」は、次のいずれかに掲げる事項を実施しているものとする。

ア 申請日より過去3年以内に、資格を取得するため大学若しくは専修学校の通信講座又は夜間講座において所要の単位の修得に向けて履修していること。

イ その他の通信講座の受講又は勉強会への参加その他併有に向けた努力を行っていることが客観的に認められる事由があること。

- (2) 条例第6条第4項及び第5項に規定する「意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者」は、当該意欲、適性、能力等の事実が確認できるものであるものとする。

- (3) 条例第6条第4項に規定する「幼稚園教諭の免許状の取得に向けた努力」及び同条第5項に規定する「保育士の資格の取得に向けた努力」は、(1)のア又はイに掲げる事項を実施しているものとし、認定の申請日から3年以内に取得するよう努めるものとする。

### 4 認定こども園の長

- (1) 条例第7条第1項に規定する「認定こども園の長」は、条例第4条第1項に規定する教育及び保育に従事する者と兼任していないものとする。

- (2) 条例第7条第2項に規定する「管理及び運営を行う能力」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第2号。以下「府省令」という。）第12条第1項又は第13条第1項で規定する幼保連携型認定こども園の園長の資格に該当するものとする。

### 5 建物等の配置

- (1) 条例第8条第1項第1号に規定する「教育及び保育の適切な提供が可能であること」は、次のいずれにも該当するものとする。

ア 認定こども園を構成する建物等間の距離は、子どもにとって日常的に負担にならない程度で移動が可能であり、かつ、共通利用時間を確保するのに支障とならないものであること。

イ 運動会等の行事に当たって、すべての子どもの一斉の活動が可能であること。

- (2) 条例第8条第1項第2号に規定する「子どもの移動時の安全が確保されていること」は、移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されていることとする。

### 6 園舎の面積

条例第9条第1項に規定する園舎の面積の算定に当たっては、「幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針について」（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号文部省初等・中

等教育・厚生省家庭局長連名通知)に準じて算定するものとする。ただし、同項ただし書きの基準を満たすときは、この限りでない。

## 7 屋外遊戯場

- (1) 条例第12条第1項第1号で規定する屋外遊戯場の面積について、条例第12条第3項本文の規定に関わらず、児童福祉施設最低基準の一部改正について(平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の第2の5の要件を全て満たす場合は、屋上を面積算入することができる。
- (2) 条例第12条第3項第1号に規定する「子どもが安全に利用できること」は、次のいずれにも該当することとする。ただし、これに該当しない場合は、これと同等以上の効果があると認められるものに代えることができる。
  - ア 移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されていること。
  - イ 当該屋外遊戯場の周囲がフェンス等により囲われていること。
  - ウ 当該屋外遊戯場の入口に子どもの飛出し等の防止措置がとられていること。
  - エ 当該屋外遊戯場内に危険物及び危険箇所がないこと。
  - オ 緊急時の連絡体制が整っていること。
- (3) 条例第12条第3項第2号に規定する「利用時間を日常的に確保できること」は、待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について(平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)の1の(2)に掲げる要件を満たすものとする。
- (4) 条例第12条第3項第3号に規定する「教育及び保育の適切な提供が可能であること」は、第1の5の(1)に該当するものとする。

## 8 食事の提供の特例

- (1) 条例第13条第1項の規定により、認定こども園外で調理し搬入する方法により食事を提供するときは、「保育所における食事の提供について」(平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に従って実施するものとする。
- (2) 条例第13条第2項に規定する「調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」及び同条第3項に規定する「調理設備」は、「認定こども園制度に関するQ&Aについて」(平成18年10月24日事務連絡文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室通知)で示すものとする。

## 9 満3歳未満の子どもの定員を設けるときの施設設備

条例第14条第1項に規定する乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」(平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)を踏まえるものとする。

## 10 教育及び保育の計画

条例第15条第1項に規定する「教育及び保育に関する全体的な計画」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣

総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／告示第2号。以下「告示」という。）第五の三に従って作成するものとする。

#### 1.1 職員の資質の向上

条例第17条第1項に規定する「認定こども園の長及び保育に従事する者の資質の向上等を図る体制」は、認定こども園の長並びに教育及び保育に従事する者に対する資質向上等について、告示第六に従って実施する体制であるものとする。

#### 1.2 子育て支援事業

条例第18条第1項及び第2項に規定する子育て支援事業については、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 府省令第2条第1項各号に掲げる事業のうち、1事業以上を選択し、実施し得るものであること。
- (2) 府省令第2条第1項第1号又は同項第2号に規定する事業を実施する場合には、それぞれ週に1回以上実施すること。この場合において、同条第1号に規定する地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するときは、当該場所は、10組以上の子ども及びその保護者が利用可能であり、かつ、授乳コーナー等乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有する等適切な環境を備えた部屋であるものとする。
- (3) 府省令第2条第1項第3号に規定する事業を実施する場合には、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第1号又は同項第3号で規定する一時預かり事業で定める基準を準用すること。
- (4) 府省令第2条第1項第4号及び同項第5号に規定する事業を実施する場合には、認定こども園の開園時間中は常時実施できるものであること。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 子育て支援事業を実施するに当たっては、参加する保護者の様々な事情を考慮して、参加可能な保護者ができるだけ多くなる等、実施する日時が工夫されたものであること。
- (6) 子育て支援事業に従事する者は認定こども園の職員とし、地域の子育て支援に実績のある民間の団体又は個人との連携を図ること。
- (7) 子育てに関する相談をする者のプライバシーが確保されるなど、子育て支援事業を実施するための適切な設備等を確保すること。
- (8) 子育て支援事業の実施場所が、その職員配置及び設備の使用等について、認定こども園で実施する教育及び保育の妨げにならないものであること。
- (9) 実施する子育て支援事業に関し、研修等の実施及び職員が研修等への参加ができる勤務体制等の計画を作成すること。
- (10) 子育て支援事業について、市町村並びに地域において子育て支援に実績のある民間の団体又は個人からその活動状況について適宜情報提供を得られる体制が整えられていること。

#### 1.3 教育時間・保育時間等

条例第19条第1項及び第2項の規定については、通知の4の(1)を満たすよう努めるものとする。

#### 14 通園上の配慮

条例第21条第1項に規定する「安全を確保するため」に関し、通園バスを運行する場合は、子どもの健全な発達と適正な教育時間を確保する観点から、子どもの乗車時間は最長40分程度とする。

#### 15 認可外施設型認定こども園の設置者

(1) 条例第25条第1項第2号に規定する「経済的基礎があること」は、次のいずれにも該当するものとする。

ア 認定こども園の経営を行うために必要なすべての物件について所有権を有し、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(ア) 貸与を受けている土地又は建物について、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記していること。ただし、次のいずれかに該当する場合であつて、安定的な事業の継続の確保が図られると認められるときは、この限りでない。

① 建物の賃貸借期間が、賃貸借契約において10年以上とされている場合。

② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は鉄道、電力若しくはガスその他の公共性の高い事業を営む信用力の高い主体である場合であること。

(イ) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(ロ) 賃借料の財源について、認定を受けようとする者が運営する他の事業からの継続的な財源が確保されていること又は国若しくは地方公共団体その他の団体による継続的な補助が受けられる等安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(ハ) 社会福祉法人及び学校法人以外の者が不動産の貸与を受けて認定こども園を設置する場合にあつては、(ロ)の財源とは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には、当該1年間の賃借料相当額）との合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い資産（普通預金、定期預金又は国債等をいう。）により保有していること。

(ニ) 賃借料及びその財源が収支計算書に適正に計上されていること。

イ 認定こども園の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等の資産により保有していること。

(2) 条例第25条第1項第3号に規定する「財務内容が健全であること」は、認定を受けようとする者が3年以上継続して事業を営んでおり、当該者が営む事業の全体の財務内容について直近3年間の会計年度において連続して損失を計上していないものとする。

## 第2 幼保連携型認定こども園の設置届出及び設置認可

### 1 学級の編制

(1) 条例第31条第3項の規定により1学級の園児の数を35人以下とすることを認める場合の事由は、次のいずれかに限るものとする。

ア 園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること。

イ 年度当初の学級編制時から園児の数が増えたことにより、少人数の学級編制が困難となった場

合であること。

ウ 待機児童の解消に資するため、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において、供給が需要を下回っている場合であること。

- (2) (1)のア、イ又はウの規定にかかわらず、市町村（指定都市等を除く。）が設置する幼保連携型認定こども園にあっては、教育及び保育を適切に行うことができると当該市町村長が認める場合には、1学級の園児の数を35人以下とすることができる。

## 2 教育及び保育に直接従事する職員の数

(1) 条例第32条第3項に規定する「教育及び保育に直接従事する職員の数」は、通知の2の(1)により算定するものとする。ただし、条例第32条第3項に規定する方法により3歳以上の園児の区分ごとに算定した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）が条例第32条第1項の規定により算定した必要な学級担任の数より少ないときは、条例第32条第3項に規定する方法により算定した3歳未満の園児の区分ごとに算定した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）に、条例第32条第1項の規定により算定した必要な学級担任の数を加えた数とする。

(2) 条例第32条第3項に規定する「教育及び保育に直接従事する職員」の数に短時間勤務の職員を充てる場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知）の要件を満たす職員を充てるものとし、「教育及び保育に直接従事する職員」の数の算定に当たっては、短時間勤務の職員の1か月の勤務時間数の合計を常勤職員の1か月の勤務時間数で割った数（小数点以下を四捨五入）に換算して、「教育及び保育に直接従事する職員」の数の対象となる常勤職員の数に加え、「教育及び保育に直接従事する職員」の数とする。

## 3 園舎及び園庭

条例第34条第1項の規定により備えなければならない園舎及び園庭の所有については、「幼保連携型認定こども園の園地・園舎等の所有について」（平成26年12月18日府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）・文部科学省初等中等局幼児教育課長・文部科学省高等教育局私学行政課長・厚生労働省雇用・児童家庭局保育課長・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長連名通知）に従うものとする。

## 4 保育室等の設置階

保育室等の設置階については、条例第34条第4項の規定に関わらず、通知の3の(2)に掲げる要件を満たす場合は、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることができる。

## 5 園庭の面積

条例第34条第7項に規定する園庭の面積について、通知の3の(3)に掲げる要件を満たす場合は、公園等の代替地を面積参入することができる。また、通知の3の(4)に掲げる要件を満たす場合は、屋上を面積算入することができる。

## 6 食事の提供の特例

- (1) 条例第35条第4項の規定により、幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により食事を提供するときは、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に従って実施するものとする。
- (2) 条例第35条第5項に規定する「調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」及び同条第6項に規定する「調理設備」は、「認定こども園制度に関するQ&Aについて」（平成18年10月24日事務連絡文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室通知）で示すものとする。

## 7 満3歳未満の園児の定員を設けるときの設備

条例第35条第8項に規定する乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては、「「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について」（平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を踏まえるものとする。

## 8 教育時間・保育時間等

条例第41条第1項に規定する「教育及び保育を行う期間及び時間」については、通知の4の(1)に従うものとする。

## 9 子育て支援事業

条例第42条第1項及び第2項に規定する子育て支援事業については、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 府省令第2条第1項各号に掲げる事業のうち、1事業以上を選択し、実施し得るものであること。
- (2) 府省令第2条第1項第1号又は同項第2号に規定する事業を実施する場合については、それぞれ週に1回以上実施すること。この場合において、同条第1号に規定する地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するときは、当該場所は、10組以上の子ども及びその保護者が利用可能であり、かつ、授乳コーナー等乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有する等適切な環境を備えた部屋であるものとする。
- (3) 府省令第2条第1項第3号に規定する事業を実施する場合については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第1号又は同項第3号で規定する一時預かり事業で定める基準を準用すること。
- (4) 府省令第2条第1項第4号及び同項第5号に規定する事業を実施する場合については、幼保連携型認定こども園の開園時間中は常時実施できるものであること。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 子育て支援事業を実施するに当たっては、参加する保護者の様々な事情を考慮して、参加可能な保護者ができるだけ多くなる等、実施する日時が工夫されたものであること。
- (6) 子育て支援事業に従事する者は幼保連携型認定こども園の職員とし、地域の子育て支援に実績のある民間の団体又は個人との連携を図ること。
- (7) 子育てに関する相談をする者のプライバシーが確保されるなど、子育て支援事業を実施するための適切な設備等を確保すること。
- (8) 子育て支援事業の実施場所が、その職員配置及び設備の使用等について、幼保連携型認定こども

園で実施する教育及び保育の妨げにならないものであること。

- (9) 実施する子育て支援事業に関し、研修等の実施及び職員が研修等への参加ができる勤務体制等の計画を作成すること。
- (10) 子育て支援事業について、市町村並びに地域において子育て支援に実績のある民間の団体又は個人からその活動状況について適宜情報提供を得られる体制が整えられていること。

## 10 通園上の配慮

条例第34条第8項に規定する「通園の際安全な環境」に関し、通園バスを運行する場合は、園児の健全な発達と適正な教育時間を確保する観点から、園児の乗車時間は最長40分程度とする。

## 11 幼保連携型認定こども園の設置に係る特例

- (1) 条例附則第6項の規定により条例第35条第8項の規定についての特例を受ける市町村以外の者が設置する幼稚園について、満3歳以上の園児の保育室の面積は53平方メートル以上とする。ただし、満3歳以上満4歳未満の園児の保育室の面積について、1学級の園児の数を25人以下とする場合、保育室の面積は41平方メートル以上とする。
- (2) 条例附則第8項第1号に規定する「園児の移動時の安全が確保されていること」は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、これに該当しない場合は、これと同等以上の効果があると認められるものに代えることができる。
  - ア 移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されていること。
  - イ 当該園庭の周囲がフェンス等により囲われていること。
  - ウ 当該園庭の入口に子どもの飛出し等の防止措置がとられていること。
  - エ 当該園庭内に危険物及び危険箇所がないこと。
  - オ 緊急時の連絡体制が整っていること。
- (3) 条例附則第8項第3号に規定する「利用時間を日常的に確保できること」は、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」（平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の1の(2)の要件を満たすものとする。
- (4) 条例附則第8項第4号に規定する「教育及び保育の適切な提供が可能であること」は、次のいずれにも該当するものとする。
  - ア 幼保連携型認定こども園を構成する建物等との距離は、園児にとって日常的に負担にならない程度で移動が可能であり、かつ、共通利用時間を確保するのに支障とならないものであること。
  - イ 運動会等の行事に当たって、すべての園児の一斉の活動が可能であること。

## 12 保育所設置認可基準の準用

- (1) 幼保連携型認定こども園において夜間保育を実施しようとするときは、「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知）の要件を満たしているものとする。
- (2) 幼保連携型認定こども園において分園を設置しようとするときは、「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）で示す保育所分園設置運営要



綱（6の(2)の③及び7は除く。）の要件を満たしているものとする。

附 則

この基準は、平成18年10月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 この基準は、この基準の施行の日以降の新たな申請による認定、設置認可又は設置届出で、認定の日、設置認可の日又は設置届出の日が大阪府認定こども園の要件に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第175号）の施行の日（本附則において「条例の施行日」という。）以降となる申請の審査又は届出から適用し、認定の日が条例の施行日より前の日となる申請の審査は改正前の基準により審査を行う。